

令和6年度 行政監査結果報告書

岐阜県の税負担軽減措置について

令和7年3月

岐阜県監査委員

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項及び第2項の規定により実施した令和6年度行政監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により決定したので、次のとおり公表する。

令和7年3月28日

岐阜県監査委員 若井 敦子

岐阜県監査委員 恩田 佳幸

岐阜県監査委員 鈴木 祥一

岐阜県監査委員 安田 典子

岐阜県監査委員 飯沼 敦朗

令和6年度行政監査結果報告書 目次

第1	監査の種類	1
第2	監査の対象	1
1	テーマ	1
2	テーマ設定の理由	1
3	国における租税特別措置に係る各種データの公表・政策評価の枠組みについて	2
4	岐阜県における税負担軽減措置に係る各種データの公表・政策評価の枠組みについて	3
5	監査の対象とする県の税負担軽減措置について	3
第3	監査の着眼点	3
第4	監査の実施内容	4
1	監査対象の県の税負担軽減措置及び監査対象機関	4
2	監査の実施手順	4
3	監査の実施期間	4
第5	監査の結果	5
1	消防団協力事業所支援減税の監査結果	5
2	企業立地促進減税の監査結果	9
第6	意見等	13
1	消防団協力事業所支援減税に係る意見	13
2	企業立地促進減税に係る意見	15
3	むすび	16
(別添1)	【評価調書(消防団協力事業所支援減税)】	17
(別添2)	【評価調書(企業立地促進減税)】	20

岐阜県の税負担軽減措置について

第1 監査の種類

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項に基づく財務監査

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第2項に基づく行政監査

【行政監査とは】

監査委員は、地方自治法第199条第1項により財務事務等を監査するとされているほか、第2項により必要があると認められるときは、普通地方公共団体の事務について、監査(いわゆる行政監査)をすることができるとされている。

当県では、行政監査として、複数の機関にわたる横断的な事項や重要な又はリスクの高い事務事業等、特定のテーマを設定し、定期監査と併せて又は随時に、事務の執行が法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的に行われているか等について監査している。

財務に関する事務と、それ以外の例えば事務執行に係る事務等は、時に密接に関係しているため、行政監査で取り上げるテーマは、財務に関する事務にも関連することがあり、行政監査の報告書は財務に関する事務に係る事項を含むことがある。

第2 監査の対象

1 テーマ

岐阜県の税負担軽減措置について

2 テーマ設定の理由

国では、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)や地方税法(昭和25年法律第226号)の規定に基づき、政策目標を実現するため、特定の条件を満たした個人・企業に対し、税負担の軽減や優遇等を行う措置(以下「租税特別措置」という。)が実施されており、租税特別措置に係る評価・公表は、法令等に沿って行われ、その効果を検証する仕組みがある。

一方、岐阜県においても、条例等の規定に基づき、事業税や不動産取得税等の課税免除や不均一課税等の税負担を軽減する措置(以下「県の税負担軽減措置」という。)が導入されており、県の税負担軽減措置は、地方税法等に基づき実施されているものや、当県の様々な政策課題の解決や政策目標実現のため、当県が独自に税目や税率設定等の特例を規定した条例(以下「特例条例」という。)を定めて実施しているもの等があるが、実施された県の税負担軽減措置に係る評価・公表を統一的に行うといった規定等は定められていない。

そこで、県の税負担軽減措置の実施状況や評価の公表状況等を監査することにした。

また、当県では、県の税負担軽減措置と同じ政策目標の実現に向けて実施している補助事業があることから、併せて当該補助事業の概要や評価・公表の状況等も確認する

こととした。

3 国における租税特別措置に係る各種データの公表・政策評価の枠組みについて

国では、租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律(平成22年法律第8号)及び地方税法に基づき、適用の状況の透明化を図るとともに、適宜、適切な見直しを推進し、もって国民が納得できる公平で透明性の高い税制の確立に寄与することを目的として、毎年度、各種租税の負担軽減の適用状況をまとめた「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」及び「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」が国会に提出され、公表されている。

また、行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成13年法律第86号)の規定では、各省庁は、租税特別措置を含む政策の評価を実施することとなっており、租税負担軽減措置等について、措置が延長等される都度、又は一定期間ごとに、適用件数や適用に伴う減収額、効果等の観点で評価が実施され、公表されている。

さらに同法では、政策評価は、その客観的かつ厳格な実施の確保を図るため、政策効果は、政策の特性に応じた合理的な手法を用い、できる限り定量的に把握することにより行わなければならない、と規定されている。

租税特別措置等に係る政策評価の実施に関するガイドライン(平成22年5月28日政策評価各府省連絡会議了承。以下「ガイドライン」という。)では、平成22年度税制改正大綱(平成21年12月22日閣議決定)において、「租税特別措置等は、「その多くが特定の者の税負担を軽減することなどにより産業政策等の特定の政策目的の実現に向けて経済活動を誘導する手段となっています。他方、こうした租税特別措置等は、「公平・透明・納得」の原則から見れば、税負担の公平の原則の例外であり、これが正当化されるためには、その適用の実態や効果が透明で分かりやすく、納税者が納得できるものでなくてはなりません。」との考え方が示されている」とされ、「租税特別措置等の透明化及びその適宜適切な見直しを図る上で、政策評価の果たす役割は大きい」とされている。

そして、政策評価を行うに当たっては、「政策目的の実現のための手段として、補助金等や規制など、様々なものがある中で、租税特別措置等の手段をとることが必要であり、適切であるかを説明する」こと、また「同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付け等がある場合には、適切かつ明確に役割分担がなされているかを説明する」こと等により、事業の相当性等も検討することとされている。

さらに、「政策評価の実施においては、客観的なデータを可能な限り明らかにし、租税特別措置等の新設、拡充又は延長の適否や租税特別措置等の具体的な内容についての検討に資するよう分析するとともに、分析内容が国民や利害関係者等との議論の共通の土台として用いられ、各行政機関における検討作業や政府における税制改正作業において有効に用いられることが重要である」とされている。

4 岐阜県における税負担軽減措置に係る各種データの公表・政策評価の枠組みについて

当県では前記のとおり、県の税負担軽減措置について、当県の様々な政策課題の解決や政策目標実現のため、特例条例を定めて実施しているものがあるが、当該県の税負担軽減措置の実施状況及び効果等を公表する規定はない状況である。

一方、政策目標実現のために実施される補助事業等では、毎年度示される当県の予算編成方針において、事業担当課は事業の予算額や事業内容とともに、事業の有効性や効率性等について評価を実施したうえで予算要求することが求められており、その内容は公表されている。

5 監査の対象とする県の税負担軽減措置について

監査の対象とする県の税負担軽減措置は、①岐阜県消防団協力事業所の支援のための事業税の課税の特例に関する条例(平成27年条例第7号(平成28年4月1日施行))(以下「特例条例(消防団協力事業所支援)」という。)に基づく事業税の不均一課税(以下「消防団協力事業所支援減税」という。)及び②岐阜県企業立地の促進のための不動産取得税の税率の特例に関する条例(平成26年条例第10号(平成26年4月1日施行))(以下「特例条例(企業立地促進)」という。)に基づく不動産取得税の不均一課税(以下「企業立地促進減税」という。)とした。

その理由としては、特例条例等による県の税負担軽減措置であっても、地方税法等に基づき全国的に制度化されている県の税負担軽減措置や、法律により県税の減収について地方交付税で補填(減収補填)されている県の税負担軽減措置、特例条例において適用期限が設けられていない県の税負担軽減措置は、当県独自の特例的な制度とはいえないことから、監査対象から除くこととしたものである(下記例参照)。

(対象外とする県の税負担軽減措置の例)

(例1) 地方税法等で全国的に制度化されている県の税負担軽減措置

「各種課税免除・課税標準の特例」、「災害減免」、「公益目的自動車等に係る県税の課税免除」

(例2) 減収補填の対象となる特例条例による県の税負担軽減措置

「岐阜県地方活力向上地域における事業税及び不動産取得税の特例(本社機能移転促進)」、「過疎地域における岐阜県税の特例」

(例3) 期限の定めのない特例条例による県の税負担軽減措置

「特定非営利活動法人に対する岐阜県税の特例」

第3 監査の着眼点

監査の主な着眼点は次のとおりである。

【着眼点1】 県の税負担軽減措置の適用は適切に行われているか。

【着眼点2】 県の税負担軽減措置の結果を適切に公表しているか。

【着眼点3】 県の税負担軽減措置の効果測定を実施・公表しているか。

第4 監査の実施内容

監査は、岐阜県監査委員監査基準に準拠して実施した。事務局書記が証拠書類等による予備監査を実施した後、その結果を踏まえて、監査委員による監査を実施した。

1 監査対象の県の税負担軽減措置及び監査対象機関

監査対象の県の税負担軽減措置及び監査対象機関は、表1のとおり、2件、16機関である。

【表1 監査対象の県の税負担軽減措置及び監査対象機関】

税負担軽減措置	税負担軽減措置の概要	監査対象機関
①消防団協力事業所支援減税	個人事業税及び法人事業税の不均一課税 (税額の2分の1を控除)	(制度所管課) 消防課 (手続担当機関) 県事務所等 ^{※1} (8) 県税事務所 ^{※2} (5) (条例所管課) 税務課
②企業立地促進減税	不動産取得税の不均一課税 (税率の3分の2を軽減)	(制度所管課) 企業誘致課 (手続担当機関) 県税事務所 ^{※2} (5) (条例所管課) 税務課

※1 県事務所等：危機管理政策課及び各県事務所(西濃、揖斐、可茂、中濃、東濃、恵那、飛驒)

※2 県税事務所：岐阜、西濃、中濃、東濃、飛驒

2 監査の実施手順

監査対象機関のうち、実際に事業者からの申請を受け付け、県の税負担軽減措置の審査・決定等を行う県事務所等及び県税事務所(以下「手続担当機関」という。)に対し、県の税負担軽減措置に係る手続の実施状況について書面で監査を実施した。

また、税務課、消防課及び企業誘致課(以下「所管課」という。)に対し、県の税負担軽減措置である消防団協力事業所支援減税及び企業立地促進減税に係る制度や適用状況、適用結果の公表について書面で監査を実施した。

県の税負担軽減措置と同じ政策目標実現のために実施されている補助事業等の実施概況及び事業効果の測定状況、並びにその公表についても併せて監査した。

監査の実施に当たり、監査委員事務局において措置の効率性や必要性、評価等を検討するための「評価調書」の様式を作成し、所管課において措置の内容や評価を記載した評価調書の提出を受けた。評価調書の記載項目は、補助事業担当課が予算策定時において県単独補助金事業を評価し公表している、県単独補助金事業評価調書の項目を参考とした。

書面監査を踏まえ、必要と認めた機関に対して追加の聴取を実施した。

3 監査の実施期間

令和6年8月～令和7年2月

第5 監査の結果

1 消防団協力事業所支援減税の監査結果

(1) 税負担軽減措置の概要

当県においては、消防団協力事業所を支援することで消防団員の活動環境整備と消防団員の確保を図ることを目的に、特例条例(消防団協力事業所支援)に基づき、個人又は資本金若しくは出資金が1億円以下の法人のうち条例で定めた要件を満たしていることを認定した事業者の、個人の事業者は平成29年度分から令和7年度分に係る事業税額、法人の事業者は平成28年4月1日から令和7年3月31日までに終了する事業年度に係る事業税額の、2分の1に相当する額を控除することとしている(上限100万円。ただし、当該事業所の消防団員数が当該事業所の役員及び使用人の総数のうちに占める割合が1割以上の事業者の場合は、上限200万円。)

(2) 適用手順の概要

消防団協力事業所支援減税の適用を受けようとする事業者(個人又は法人)は、事業期間終了後一定期間内に、認定申請書及び必要書類を、事業所の所在地を管轄する県事務所等へ提出する。

県事務所等では、提出された認定申請書等を基に申請内容の審査を実施し、申請事業者あてに審査結果を通知する。併せて、申請事業者の事業税の課税地を管轄する県税事務所へ申請事業者の認定情報を共有する。

その後、個人の認定事業者は、県税事務所から通知された不均一課税後の税額を納付し、法人の認定事業者は、不均一課税後の事業税を計算のうえ、管轄する県税事務所へ申告・納付する手続となっている。

(3) 当県における事業税の状況

消防団協力事業所支援減税に関係する県税である事業税の状況は、表2のとおりであり、うち令和5年度の課税件数は74,661件、収入額は607億2,706万円余であった。

【表2 事業税の状況】

年度	課税件数 (件)	収入額 (千円)
令和3年度	73,580	57,155,054
令和4年度	77,412	60,344,787
令和5年度	74,661	60,727,068

(注 個人事業税及び法人事業税の合計)

(4) 適用件数及び適用による軽減金額(控除額)

消防団協力事業所支援減税の適用件数及び適用による軽減金額(控除額)は、表3のとおりであり、うち令和5年度の適用件数は596件、適用による軽減金額(控除額)は3億4,254万円で、事業税課税件数の約0.8%、収入額の約0.6%であった。

【表3 消防団協力事業所支援減税の適用実績】

年度	適用件数 (件)	控除額 (千円)
令和3年度	622	370,749
令和4年度	580	354,418
令和5年度	596	342,540

(5) 手続担当機関における手続状況

消防団協力事業所支援減税は、上記1(2)の記載のとおり、県事務所等で事業者の認定及び県税事務所あてに認定事業者の情報共有を実施し、情報共有を受けた県税事務所で認定事業者の事業税減税を適用することとなっている。

令和5年度分の県事務所等及び県税事務所における手続関係書類を抽出のうえ調査したところ、手続状況に特段の問題は見受けられなかった。

(6) 適用件数及び適用による軽減金額(控除額)の公表状況

県の税負担軽減措置の適用件数及び適用による軽減金額(控除額)については、公表していない状況であった。非公表の理由は、制度の適用期間を延長するための条例改正の際に県議会に対し必要な説明を行っているためである、とのことであった。

(7) 効果測定の実施状況

消防団協力事業所支援減税に係る効果測定については、消防課において実施されており、県内の消防団協力事業所については、令和5年4月1日時点で1,506事業所と、制度開始前の102事業所と比べ約15倍となっており、平成31年から全国1位を維持している。また、県内の消防団員数は、制度開始前と比較して減少しているものの、全国の減少より緩やかである、とのことであった。

また、消防団協力事業所支援減税に係る評価としては、県内の消防団協力事業所数が制度開始後、大幅に増加していることから、本制度が消防団協力事業所の増加に大きく寄与していると考えられる。さらに県内の消防団員数は全国と比較して減少傾向が緩やかであり、急速な減少に歯止めをかける効果が期待できることから、本制度を維持していく必要がある、とのことであった。

【表 4 消防団協力事業所支援減税の効果】

年度		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
消防団協力事業所数※ (事業所) 〔順位〕	岐阜県	102 〔－〕	407 〔－〕	1,033 〔－〕	1,307 〔－〕	1,437 〔1位〕
	全国	11,446	12,899	14,394	15,500	16,263
消防団員数※ (人)	岐阜県	20,769	20,962	21,208	20,947	20,733
	全国	859,995	856,278	850,331	843,667	831,982

年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
消防団協力事業所数※ (事業所) 〔順位〕	岐阜県	1,461 〔1位〕	1,456 〔1位〕	1,575 〔1位〕	1,506 〔1位〕
	全国	16,655	17,065	17,502	17,896
消防団員数※ (人)	岐阜県	20,153	21,518	20,715	20,421
	全国	818,478	804,877	783,578	762,670

※ 消防団協力事業所数及び消防団員数は、各年度の4月1日時点の事業所数及び人数。
消防団協力事業所の平成30年度以前の順位は未把握のため、「－(ハイフン)」表示とした。

(8) 効果測定結果の公表状況

効果測定結果については、公表していない状況であった。非公表の理由は、効果測定で得られた結果は、内部検討資料としているためである、とのことであった。

(9) 評価調書における目標の達成度を示す指標の設定状況

消防課が作成した、別添1評価調書(消防団協力事業所支援減税)の目標の達成度を示す指標で、指標を設定していないことが認められた。指標を設定していない理由は、当県では、減税制度以外にも消防団員雇用貢献企業報奨金の交付や普及啓発等、様々な団員確保対策に取り組んでおり、また、各消防団による勧誘活動等も含め、あらゆる要素が入団のきっかけとなり得る中で、減税制度による効果を図るための適切な指標を設定することは困難なためである、とのことであった。

(10) 評価調書における今後の課題

別添1評価調書(消防団協力事業所支援減税)の今後の課題で、制度を認識していない事業者がいるため、周知方法を検討する必要があるという課題が認められた。

(11) 県の税負担軽減措置と同じ政策目標実現のため実施されている補助事業等の、実施概要及び事業効果の測定状況、並びにその公表等について

ア 政策目標の概要（地域防災力の強化に関することについて）

少子化による若年層の減少、就業構造の変化による被用者の増加、地域活動への関心の低下などから、地域における防災活動の担い手を十分に確保することが困難となっている。地域の実情に精通した消防団においても、団員数の減少や高齢化が進行しており、消防活動はもとより、風水害や地震など大規模災害時への備えという観点からも、地域防災力の低下が懸念されている。

こうした中、平成25年12月に施行された、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律(平成25年法律第110号)により、消防団は将来にわたり地域防災の中核として欠くことのできない存在として定義されるとともに、国・地方公共団体において消防団員の加入促進等が義務づけられた。同法によれば、国及び地方公共団体は、地域防災力（住民一人一人が自ら行う防災活動、自主防災組織、消防団、水防団その他の地域における多様な主体が行う防災活動並びに地方公共団体、国及びその他の公共機関が行う防災活動の適切な役割分担及び相互の連携協力によって確保される地域における総合的な防災の体制及びその能力）の充実強化を図る責務を有し、地域防災力の充実強化に関する施策を効果的に実施するため必要な調査研究、情報の提供その他の措置を講ずることとされている。

このため、当県では、新たに消防団活動に協力する事業所への事業税の減税制度を平成28年度から実施し、事業所の消防団活動への協力が得られやすい環境を整備していくこととした。

また、特に過疎地域における消防団員のなり手確保のため、消防団員雇用貢献企業報奨金交付事業等各種補助事業が実施されている。

イ 消防団員雇用貢献企業報奨金交付事業の概要

消防団員雇用貢献企業報奨金交付事業は、人口減少が著しく、団員確保が特に困難な過疎地域の団員確保を図るため、過疎地域で活動する消防団員である従業員を雇用する事業者（個人又は法人）に対し以下の条件等を満たした場合、報奨金を交付するものであり、平成30年度から実施されている。

（補助要件の概要等）

- ① 県内に事業所を有し、その事業所のすべてが、市町村の認定する消防団協力事業所であること
- ② 消防団活動に配慮した規定（就業規則等）を整備していること

（交付単価）

前年度より団員である従業員が増加 1人当たり100千円

入替により団員である従業員を確保 1人当たり 50千円

ウ 事業の効果の測定状況とその公表等

消防団員雇用貢献企業報奨金交付事業では、予算策定時に県単独補助金事業評価調書が作成・公表されており、令和6年度当初予算における目標の達成度を示す指標は、「消防団員の条例定数に対する充足率」が設定されている。その実績は表5のとおりであり、そのうち直近の実績である令和4年度の充足率は88.5%であった。

なお、本件奨励金交付事業の県単独補助金事業評価調書においては、本件奨励金交付事業と同じ政策目標実現のために実施されている消防団協力事業所支援減税の実施状況や事業効果の測定状況についての記載はない状況であった。

【表5 令和6年度当初予算時点の目標の達成度を示す指標】

指標名	事業開始前 (R3)	R4年度 実績	R5年度 目標	R6年度 目標	終期目標 (R6)	達成率
消防団員の条例定数 に対する充足率	91.0%	88.5%	98.0%	98.0%	98.0%	90.3%

2 企業立地促進減税の監査結果

(1) 税負担軽減措置の概要

当県においては、岐阜県内の企業立地を促進することを目的に、特例条例(企業立地促進)に基づき、将来において成長が期待される産業又は経済変動に強い産業に関連する事業を行う法人であり、岐阜県企業立地促進事業補助金の交付決定を受けた等の一定の要件を満たした事業者の、直接事業の用に供する施設として、対象期間中(平成29年度から令和9年度まで)に取得した工場・土地の不動産取得税の税率を軽減*することとしている。

※ 家屋税率：1.333%(通常4%)、土地税率：1%(通常3%)

(2) 適用手順の概要

特例条例(企業立地促進)等の要件を満たした事業者は、岐阜県企業立地促進事業補助金の交付決定の日から一か月以内に、企業立地の促進に係る不動産取得税の不均一課税申請書及び必要書類を、対象不動産の所在地を管轄する県税事務所に提出する。

県税事務所は、対象不動産の評価を実施後、提出された不均一課税申請書等を踏まえ、不均一課税適用後の不動産取得税額を算定のうえ決定し、事業者へ通知する。

通知を受けた事業者は、不動産取得税を期限内に納付する。

その後、県税事務所は、不均一課税の適用に係る情報を税務課あてに報告する手続となっている。

(3) 当県における不動産取得税の状況

企業立地促進減税に係る県税である不動産取得税の状況は、表6のとおりであり、うち令和5年度の課税件数は26,184件、収入額は49億3,981万円余であった。

【表6 不動産取得税の状況】

年度	課税件数 (件)	収入額 (千円)
令和3年度	25,753	4,536,881
令和4年度	25,462	4,394,335
令和5年度	26,184	4,939,811

(注 土地及び家屋の合計)

(4) 適用件数及び適用による軽減金額(控除額)

企業立地促進減税の適用件数及び適用による軽減金額(控除額)は、表7のとおりであり、うち令和5年度の適用件数は1件、適用による軽減金額(控除額)は4,503万円余で、不動産取得税の課税件数の約0.004%、収入額の約0.9%であった。

【表7 企業立地促進減税の適用実績】

年度	適用件数 (件)	控除額 (千円)
令和3年度	4	46,598
令和4年度	4	29,471
令和5年度	1	45,034

(5) 手続担当機関における手続状況

企業立地促進減税は、上記第5-2(2)の記載のとおり、県税事務所において、事業者から提出された申請書類を踏まえ、対象不動産の評価を実施し、不均一課税適用後の不動産取得税を決定し、事業者に通知することとなっている。その後、県税事務所は税務課へ不均一課税の適用に係る情報を報告することとなっている。

令和5年度分の県税事務所における手続関係書類を調査したところ、手続状況に特段の問題は見受けられなかった。

(6) 適用件数及び適用による軽減金額(控除額)の公表状況

企業立地促進減税の適用件数及び適用による軽減金額(控除額)については、公表していない状況であった。非公表の理由は、条例改正時、県議会に対して必要な説明を行っているためである、とのことであった。

(7) 効果測定の実施状況

企業立地促進減税に係る効果測定については、企業誘致課において実施されており、令和5年工場立地動向調査(経済産業省)では、当県の製造業の立地件数は32件で全国

7 位、立地面積も27haで全国14位となり、立地件数は全国平均(15.9件)を上回り、立地面積は全国平均(30.9ha)を下回る結果となった(指標:新規企業立地件数(累計)、目標:270、実績:280、達成率:103%)、とのことであった。

また、企業立地促進減税に係る評価としては、指標である新規企業立地件数(累計 H30～R5)は、目標値270件に対し、実績値280件、達成率103%で推移しており、期待どおりの成果が得られている、とのことであった。

【表 8 企業立地促進減税の効果】

年	製造業立地 件数<順位>	立地面積 <順位>	全国平均 立地件数	全国平均 立地面積	指標実績 <達成率>	県目標値 (立地件数累計)
令和 3 年	50件<3 位>	76ha<3 位>	18.3件	27.3ha	192件<106%>	180件
令和 4 年	56件<3 位>	69ha<3 位>	19.6件	27.2ha	248件<110%>	225件
令和 5 年	32件<7 位>	27ha<14位>	15.9件	30.9ha	280件<103%>	270件

(8) 効果測定結果の公表状況

企業立地促進減税に係る効果測定結果については、公表していない状況であった。非公表の理由は、県の税負担軽減措置のほか、岐阜県企業立地促進事業補助金、国・市町村の優遇策、企業誘致活動等の様々な施策の複合的な効果の結果であると考えられることから、内部検討資料としているためである、とのことであった。

(9) 評価調書における目標の達成度を示す指標の設定状況

企業誘致課が作成した、別添 2 評価調書(企業立地促進減税)の目標の達成度を示す指標として、「新規企業立地件数(累計)」が設定されていることが認められた。

(10) 評価調書における今後の課題

別添 2 評価調書(企業立地促進減税)の今後の課題で、次の条例改正時期(令和 9 年度)までに、新規企業立地件数、他県の負担軽減措置の動向を見ながら、企業立地促進という政策目的を達成するために負担軽減措置が必要かどうか、また必要ならばどのような軽減措置にするかを検討する必要がある、という課題が認められた。

(11) 県の税負担軽減措置と同じ政策目標実現のため実施されている補助事業等の、実施概要及び事業効果の測定状況、並びにその公表等について

ア 政策目標の概要(県経済の活性化及び県民生活の安定化)

当県は、「将来の税源のかん養及び雇用の創出を通じた岐阜県の自立」という基本的な考え方のもとで、今後も特に雇用効果、税収効果、経済波及効果の高い企業の誘致活動を積極的に進めるため、県内に事業所を設置した企業向けの補助金や優遇税制をパッケージにした企業立地支援策を展開することとしている。

このため、県内に立地した企業の事業所設置に係る初期投下固定資産取得費等を助成する岐阜県企業立地促進事業補助金を平成17年度から実施し、県内への企業誘致を促進する体制を整えている。さらに、岐阜県企業立地促進事業補助金の交付決定を受けた、将来において成長が期待される産業又は経済変動に強い産業といった特定業種の事業者に対し、不動産取得税の減税制度を平成26年度から実施している。

イ 岐阜県企業立地促進事業補助金の実施概要

岐阜県企業立地促進事業補助金は、「将来の税源のかん養及び雇用の創出を通じた岐阜県の自立」という基本的な考え方のもとで、今後も特に雇用効果、税収効果、経済波及効果の高い企業の誘致活動を積極的に進めるため、県内に立地が決定した企業の事業所設置に係る初期投下固定資産取得費(土地、建物、償却資産)等を助成するものである。

(補助要件の概要等)

- ① 工場(一般製造業)・物流施設(道路貨物業、倉庫業、貨物運送取扱業、卸売業、小売業)等を新たに県内に新設・増設すること
- ② 初期投下固定資産(土地・建物・設備)額、新規地元常用雇用者数の要件を満たすこと等

(対象経費・補助率)

初期投下固定資産(土地・建物・設備)額の10%以内(県内再立地の場合は5%以内)で、限度額5億円(県営工業団地に立地した場合は限度額10億円)

ウ 事業の効果の測定状況とその公表等

岐阜県企業立地促進事業補助金では、予算策定時に県単独補助金事業評価調書が作成・公表されており、令和6年度当初予算における目標の達成度を示す指標は、「新規企業立地件数(累計)」が設定されている。その実績は表9のとおりであり、そのうち直近の実績である令和4年度の件数(累計)は248件であった。

なお、本件補助事業の県単独補助金事業評価調書においては、本件補助事業と同じ政策目標実現のために実施されている企業立地促進減税の実施状況や事業効果の測定状況についての記載はない状況であった。

【表9 令和6年度当初予算時点の目標の達成度を示す指標】

指標名	事業開始前 (H30-R3)	R4年度 実績	R5年度 目標	R6年度 目標	終期目標 (H30-R9)	達成率
新規企業立地件数※ (累計)	192	248	270	315	450	110%

※「清流の国ぎふ」創生総合戦略KPI

第6 意見等

監査の結果、監査対象の、消防団協力事業所支援減税については、県事務所等での事業者の認定及び県税事務所あての認定事業者の情報共有の実施、並びに情報共有を受けた県税事務所での認定事業者の事業税減税の適用の実施は、適正に必要な事務手続が行われていた。また、企業立地促進減税についても、県税事務所での、対象事業者から提出された不均一課税申請書等を踏まえた、対象不動産に係る不均一課税適用後の不動産取得税の算定、決定、通知は、適正に必要な事務手続が行われていた。

一方で、上記2つの措置による適用件数、適用による軽減金額(控除額)及び評価の公表等を行っていない状況等が両措置に認められた。

そこで、消防団協力事業所支援減税及び企業立地促進減税に係る意見等は次のとおりである。

1 消防団協力事業所支援減税に係る意見

(1) 消防団協力事業所支援減税に係る適用件数、適用による軽減金額(控除額)及び評価の公表、並びに目標の達成度を示す指標の設定について(対象所属：税務課及び消防課)

監査の結果、消防団協力事業所支援減税に係る適用件数、適用による軽減金額(控除額)及び評価の公表を実施していないこと、並びに目標の達成度を示す指標を設定していないことが認められた。

同措置に係る適用件数、適用による軽減金額(控除額)及び評価の公表、並びに目標の達成度を示す指標の設定については、条例等において明確に規定されていないが、以下の理由から、適切な目標の達成度を示す指標を設定のうえ、実績及び評価等を公表し、より効率的、効果的な事業展開を目指すことが望まれる。

- ① 県の税負担軽減措置は税の特例であることから、上記第2 3の国の租税特別措置に係る各種データの公表・政策評価の枠組みについての考え方は、県の税負担軽減措置に対しても同様に考えることができること。
- ② 消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律に基づき、県は、地域防災力の充実強化を図る責務を有しており、地域防災力の充実強化に関する施策を効果的に実施するための措置を執ることが求められている。その中で、本件消防団協力事業所支援減税と同じ政策目標を掲げた補助事業が実施され、同補助事業ではその評価・公表が実施されている。消防団協力事業所支援減税についても適切に評価するためには、補助事業と同様に、的確な目標の達成度を示す指標を設定し、事業実施後にデータを収集・分析して評価し、それらを公表することが求められていること。

③ 政策目標実現のため、補助金を含めた様々な手法がある中で、消防団協力事業所支援減税では、特例条例(消防団協力事業所支援)で令和7年3月31日までを適用期限とすることで、同措置を時限的な特例措置としており、これは、県税の減収を伴う消防団協力事業所支援減税という手段をとることが、必要であり適切であることの説明を定期的及び一定期間経過後に実施することが求められていることを示すものであること。

④ 限りある予算、財源を有効に活用する観点から、より有効な施策を検討していく必要があり、消防団協力事業所支援減税を含めた関連事業の透明化を確保することは、施策の在り方という議論を行う上での大前提であること。

また、上記の評価・公表を実施するに当たっては、ガイドラインの主旨に沿い、事業の相当性等を検討するために、地域防災力強化に係る他の支援措置との間で、適切かつ明確な役割分担がなされているかどうかの分析も求められる。

さらに、上記の目標の達成度を示す指標の設定等に当たっては、国においては、行政機関が行う政策の評価に関する法律で「政策評価は、その客観的かつ厳格な実施の確保を図るため、(中略)政策効果は、政策の特性に応じた合理的な手法を用い、できる限り定量的に把握することにより行わなければならない。」と規定されており、当県においても同様に合理的な手法を用いること等が求められる。

このほか、ガイドラインにおいて、「客観的なデータを可能な限り明らかにし、租税特別措置等の延長等の適否や租税特別措置等の具体的な内容についての検討に資するよう分析すること、分析内容が国民や利害関係者等との議論の共通の土台として用いられ、税制改正作業において有効に用いられることが重要である。」とされており、当県においても同様に、必要な分析をして、県民や利害関係者等との議論の共通の土台とすること等が求められる。

(2) 消防団協力事業所支援減税制度の周知について(対象所属：消防課)

監査の結果、制度を認識していない事業者がいるため、周知方法を検討するべきという課題が認められた。

消防団協力事業所を支援することで消防団員の活動環境整備と消防団員の確保を図ることを目的とした県の税負担軽減措置であり、制度開始から8年余経過したが、事業者理解が必ずしも十分に浸透していないことから、様々な周知方法や周知機会の検討が、なお一層望まれる。

2 企業立地促進減税に係る意見

企業立地促進減税に係る適用件数、適用による軽減金額(控除額)及び評価の公表について(対象所属:税務課及び企業誘致課)

監査の結果、企業立地促進減税に係る適用件数、適用による軽減金額(控除額)及び評価の公表を実施していないことが認められた。

同措置に係る適用件数、適用による軽減金額(控除額)及び評価の公表については、条例等において明確に規定されてはいないが、以下の理由から、実績及び評価等を公表し、より効率的、効果的な事業展開を目指すことが望まれる。

- ① 県の税負担軽減措置は税の特例であることから、上記第2 3の国の租税特別措置に係る各種データの公表・政策評価の枠組みについての考え方は、県の税負担軽減措置に対しても同様に考えることができること。
- ② 企業立地促進減税の前提であり、同措置と同じ政策目標を掲げた補助事業が実施され、同補助事業ではそのデータ・評価の公表が実施されており、県内に工場等を立地した企業向けのパッケージ化された企業立地支援策の一つである企業立地促進減税においても、事業実施後に各種データ及び評価を公表することが求められていること。
- ③ 政策目標の実現のため、補助金を含めた様々な手法がある中で、企業立地促進減税では、特例条例(企業立地促進)で令和10年3月31日までを対象期間とすることで、同措置を時限的な特例措置としており、これは、県税の減収を伴う企業立地促進減税という手段をとることが、必要であり適切であることの説明を定期的及び一定期間経過後に実施することが求められていることを示すものであること。
- ④ 限りある予算、財源を有効に活用する観点から、より有効な施策を検討していく必要があり、企業立地促進減税を含めた関連事業の透明性を確保することは、施策の在り方に関する議論を行う上での大前提であること。

また、上記の公表を実施するに当たっては、ガイドラインの主旨に沿い、事業の相当性等を検討するために、企業立地の促進に係る他の支援措置との間で、適切かつ明確な役割分担がなされているかどうかの分析も求められる。

さらに、ガイドラインにおいて、「客観的なデータを可能な限り明らかにし、租税特別措置等の延長等の適否や租税特別措置等の具体的な内容についての検討に資するよう分析すること、分析内容が国民や利害関係者等との議論の共通の土台として用いられ、税制改正作業において有効に用いられることが重要である。」とされており、当県においても同様に、必要な分析をして、県民や利害関係者等との議論の共通の土台とすること等が求められる。

3 むすび

平成22年度税制改正大綱には、「租税負担軽減措置には様々なものがありますが、その多くが特定の者の税負担を軽減することなどにより産業政策等の特定の政策目的の実現に向けて経済活動を誘導する手段となっています。他方、こうした租税負担軽減措置は、「公平・透明・納得」の原則から見れば、税負担の公平の原則の例外であり、これが正当化されるためには、その適用の実態や効果が透明で分かりやすく、納税者が納得できるものではなくてはなりません。」とあり、これは県の税負担軽減措置でも同様に考えられるものである。

また、限りある県財政の予算、財源を有効に活用し、より効率的、効果的な施策を展開するという観点からの検討や、県の税負担軽減措置の延長時等において、同措置の具体的内容についての検討に資するとともに、県民や利害関係者等との議論の共通の土台として用いられるよう、補助事業と同じ目的を持つ同措置を、評価の実施対象、公表の対象から外すという理由はないものと考えられる。

については、消防団協力事業所支援減税に係る目標の達成度を示す指標を改めて検討し、同措置及び企業立地促進減税に係る測定された事業効果、評価の公表等を適時に行い、また、他の同じ目的をもつ補助事業等がある中で、当該税負担軽減措置の手段をとることが必要であり、同措置が適切であるかを説明する体制整備を、なお一層進めていくことが求められる。

(別添 1) 【評価調書(消防団協力事業所支援減税)】

(税負担軽減措置の内容)

特例条例名	岐阜県消防団協力事業所の支援のための事業税の課税の特例に関する条例
税負担軽減措置適用事業者(団体)	資本金もしくは出資金が1億円以下の法人又は個人のうち条例で定めた要件を満たしていることを認定した事業者
	(理由) 負担軽減措置は地域に根ざした事業者を対象とするため、中小法人又は個人を対象とした。法人に関しては、中小企業基本法における中小企業・小規模企業者について、資本金の額又は出資の総額が1億円以下と定義されている業種が多く(卸売業：1億円以下、小売業・サービス業：5千万円以下、製造業その他：3億円以下)、また、県内では、資本金又は出資金の額が1億円以下の法人が9割以上を占めていること等から資本金又は出資金の額を1億円以下とした。 条例で定めた要件としては、消防団協力事業所であること等とすることで、消防団に協力している事業者を減税対象とした。
税負担軽減措置の概要	(目的) 消防団協力事業所を支援することで消防団員の活動環境整備と消防団員の確保を図る。 (内容) 条例の要件を満たしていることを認定した事業者の事業税について、税額の一部を控除する。
税負担軽減措置の種類	事業税の不均一課税
(税の種別・適用率等)	(内容) 事業税額の2分の1に相当する額を控除(上限100万円。ただし、消防団員数の割合が1割以上の事業者は上限200万円。) (理由) 事業税は、事業活動を行うに当たり利用する行政サービスの対価を負担するものであり、消防団員を雇用する事業者であっても一定割合を負担する必要があることから、税額の2分の1相当の控除とした。赤字法人を除いた県内中小法人の平均課税額である約120万円に近い100万円を上限額として設定し、消防団員の割合が1割を超える事業者については、経営上の負担が大きいと考えられることから上限額を200万円とした。
税負担軽減措置の適用による効果	消防団に協力的な事業者を増やすことで消防団員の維持又は増加が図られ、また、事業主が消防団活動に配慮することで従業員が消防団活動に参加しやすくなり、地域防災力の向上に

		つながる。
終期の設定		終期：令和6年度（延長を検討中）
	(理由)	特例措置であることから恒久的な制度とすることは不適當である。

（税負担軽減措置の適用を通じた目標）

終期までに何をどのような状態にしたいのか	消防団員を維持又は増加させ、地域防災力の維持又は向上を図る。
----------------------	--------------------------------

（目標の達成度を示す指標）

指標名	税負担軽減措置開始前（－～－）	R 5 年度実績	R 6 年度目標	R 7 年度目標	終期目標（－～－）	達成率
（なし）	－	－	－	－	－	－％

（税負担軽減措置の適用実績）

年度	適用件数（件）	控除額（千円）
R 3 年度	622	370,749
R 4 年度	580	354,418
R 5 年度	596	342,540

（これまでの取組内容と成果）

R 3 年度	引き続き制度を運用した。 県内の消防団協力事業所については、令和3年4月1日時点で1,456事業所と、制度開始前の102事業所と比べ約15倍となっており、平成31年から全国1位を維持している。 また、県内の消防団員数は、制度開始前と比較して減少しているものの、全国の減少より緩やかである。
	指標 … － 目標：－ 実績：－ 達成率：－％
R 4 年度	引き続き制度を運用した。 県内の消防団協力事業所については、令和4年4月1日時点で1,575事業所と、制度開始前の102事業所と比べ約15倍となっており、平成31年から全国1位を維持している。 また、県内の消防団員数は、制度開始前と比較して減少しているものの、全国の減少より緩やかである。
	指標 … － 目標：－ 実績：－ 達成率：－％

R 5 年度	引き続き制度を運用した。 県内の消防団協力事業所については、令和 5 年 4 月 1 日時点で1,506事業所と、制度開始前の102事業所と比べ約15倍となっており、平成31年から全国 1 位を維持している。 また、県内の消防団員数は、制度開始前と比較して減少しているものの、全国の減少より緩やかである。
	指標 … — 目標：— 実績：— 達成率：— %

(税負担軽減措置の評価)

税負担軽減措置の必要性（社会情勢等を踏まえ、前年度などに比べ判断） 3：増加している 2：横ばい 1：減少している 0：ほとんどない	
(評価)	県内の消防団協力事業所が、制度開始後、大幅に増加していることから、本制度が消防団協力事業所の増加に大きく寄与していると考えられる。さらに、県内の 2 消防団員数は、全国と比較して減少傾向が緩やかであり、急速な減少に歯止めをかける効果が期待できることから、本制度は維持していく必要がある。
税負担軽減措置の有効性（指標等の状況から見て税負担軽減措置の成果はあがっているか） 3：期待以上の成果あり （単年度目標100%達成かつ他に特筆できる要素あり） 2：期待どおりの成果あり （単年度目標100%達成） 1：期待どおりの成果が得られていない （単年度目標50～100%） 0：ほとんど成果が得られていない （単年度目標50%未満）	
(評価)	— 指標は設定していないが、全国 1 位の消防団協力事業所数を維持していること、消防団員の急速な減少に歯止めをかける効果が示唆されることから、本制度は有効なものとする。
税負担軽減措置の効率性（税負担軽減措置の実施方法の効率化は図られているか） 2：上がっている 1：横ばい 0：下がっている	
(評価)	1 一部の書類はメールでの申請も可としたが、原本の提出を求めている書類があり、完全な電子化には至っておらず、特段効率が上がった要素はない。

(今後の課題)

税負担軽減措置が直面する課題や改善が必要な事項
制度を認識していない事業者がいるため、周知方法を検討する必要がある。

(次年度以降の方向性)

継続すべき税負担軽減措置か。県民ニーズ、税負担軽減措置の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか
来年度以降も継続すべき措置と考えている。事業者アンケートでは制度の継続を望む回答が多くあったことから事業者側のニーズは高い。消防団員数の急速な減少に歯止めをかけ、維持又は増加させていくために本制度は必要だと考えている。

(別添 2) 【評価調書(企業立地促進減税)】

(税負担軽減措置の内容)

特例条例名	岐阜県企業立地の促進のための不動産取得税の税率の特例に関する条例	
税負担軽減措置適用事業者(団体)	航空宇宙、新エネルギー関連、医薬品関連など将来において成長が期待される産業又は経済変動に強い産業に関連する事業を行う法人（岐阜県企業立地補助金の交付決定を受けているなど、一定の要件を満たす必要あり）	
	(理由)	平成26年4月に策定した「岐阜県成長・雇用戦略」において位置付けられた成長分野に関連する企業の誘致を進めるため。 令和4年度、DXの進展や経済安全保障の国家戦略により、一部対象業種を追加。（半導体関連、データセンター事業）
税負担軽減措置の概要	(目的)	岐阜県内の企業立地を促進するため
	(内容)	直接事業の用に供する施設として、対象期間中に取得した工場・土地の不動産取得税の税率を軽減する。
税負担軽減措置の種類	不動産取得税の不均一課税	
(税の種別・適用率等)	(内容)	【軽減税率】・家屋 1.333%（通常4%） ・土地 1%（通常3%）
	(理由)	企業立地に係る初期投資の軽減が、立地支援制度の目的に合致しており、後年度の税収への影響がないため。
税負担軽減措置の適用による効果	岐阜県内の企業立地件数の増加	
終期の設定	終期：令和9年度	
	(理由)	本制度は、政策目的を達成するための特例として設ける制度であることから、「岐阜県経済・雇用再生戦略」(令和5年～令和9年)にあわせて終期を設定し、時限的な特例制度という原則を維持するため。

(税負担軽減措置の適用を通じた目標)

終期までに何をどのような状態にしたいのか	企業が行う事業所の新增設事業への支援を継続して実施することにより、県内への企業立地を促進し、地域経済の活性化、雇用の確保等を図る。
----------------------	---

（目標の達成度を示す指標）

指標名	負担軽減 措置開始前 (H16～H25)	R 5 年度 実績	R 6 年度 目標	R 7 年度 目標	終期目標 (H30～R9)	達成率
新規企業立地件数(累計) ※清流の国ぎふ創生総合戦略 KPI	331	280	315	360	450	62%

（税負担軽減措置の適用実績）

年度	適用件数 (件)	軽減額 (千円)
R 3 年度	4	46,598
R 4 年度	4	29,471
R 5 年度	1	45,034

（これまでの取組内容と成果）

R 3 年度	令和 3 年工場立地動向調査では、本県の製造業の立地件数は50件で全国 3 位、立地面積も76haで全国 3 位となり、共に全国平均（18.3件、27.3ha）を上回っている。 指標：新規企業立地件数(累計) 目標：180 実績：192 達成率：106%
R 4 年度	令和 4 年工場立地動向調査では、本県の製造業の立地件数は56件で全国 3 位、立地面積も69haで全国 3 位となり、共に全国平均（19.6件、27.2ha）を上回っている。 指標：新規企業立地件数(累計) 目標：225 実績：248 達成率：110%
R 5 年度	令和 5 年工場立地動向調査では、本県の製造業の立地件数は32件で全国 7 位、立地面積も27haで全国14位となり、立地件数は全国平均（15.9件）を上回り、立地面積は全国平均（30.9ha）を下回る結果となった。 指標：新規企業立地件数(累計) 目標：270 実績：280 達成率：103%

（税負担軽減措置の評価）

税負担軽減措置の必要性（社会情勢等を踏まえ、前年度などに比べ判断） 3：増加している 2：横ばい 1：減少している 0：ほとんどない	
（評価）	工場立地や事業拡大を検討している企業へのインセンティブになっており、
2	県内における雇用創出、税源涵養、地域経済への波及効果の面から負担軽減措置の必要性は高い。

税負担軽減措置の有効性（指標等の状況から見て税負担軽減措置の成果はあがっているか） 3：期待以上の成果あり（単年度目標100%達成かつ他に特筆できる要素あり） 2：期待どおりの成果あり（単年度目標100%達成） 1：期待どおりの成果が得られていない（単年度目標50～100%） 0：ほとんど成果が得られていない（単年度目標50%未満）	
(評価)	指標である新規企業立地件数(累計H30～R5)は、目標値270件に対し、実績値
2	280件、達成率103%で推移しており、期待通りの成果が得られている。
税負担軽減措置の効率性（税負担軽減措置の実施方法の効率化は図られているか） 2：上がっている 1：横ばい 0：下がっている	
(評価)	「岐阜県企業立地促進事業補助金の交付決定」が負担軽減措置の要件となって
1	おり、補助金手続が完了すれば、比較的簡単に負担軽減措置が受けられる。

（今後の課題）

税負担軽減措置が直面する課題や改善が必要な事項	
次の条例改正時期（令和9年度）までに、新規企業立地件数、他県の負担軽減措置の動向を見ながら、企業立地促進という政策目的を達成するために負担軽減措置が必要かどうか、また必要ならばどのような軽減措置にするかを検討する必要がある。	

（次年度以降の方向性）

継続すべき税負担軽減措置か。県民ニーズ、税負担軽減措置の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか	
企業の立地状況は全国でも上位にあり好調であることから、令和9年度まで制度を存続する。	